

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表  
(案件番号「平 29-職 6」)

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動（案件番号「平 29-職 6」）について、条例第 5 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 2 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動（表現活動 1、表現活動 3 及び表現活動 4）は、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動 1）

平成 28 年に大阪市内で複数の弁士（うち 2 名については、「本件表現活動者 A」及び「本件表現活動者 B」、その他の複数の弁士らを「本件表現活動者 C」とし、以下「本件活動者」という。）により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、本件表現活動者 A により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 1」という。）

（表現活動 3）

本件街宣活動において、本件活動者及びその協力者らにより行われた、「暴れるな！朝鮮人！！」という横断幕（以下「本件横断幕」という。）を掲げる行為（以下「本件表現活動 3」という。）

（表現活動 4）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動を記録した一連の動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、本件動画サイト内の特定のウェブページ（以下「本件各ウェブページ」という。）に本件動画及び投稿説明文（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 4」といい、以下本件表現活動 1、本件表現活動 3 及び本件表現活動 4 を併せて「本件表現活動」という。）

2 本件表現活動に係る表現の内容の概要

（本件表現活動 1）

慰安婦像建立について触れ、「朝鮮人」女性が、「不潔な〇〇（女性器を指す表現）」を「売って」いるなどの卑猥な表現を用いて繰り返し同様の主張を行っている。

「在日朝鮮人」及び「在日朝鮮人団体」について、在日韓国・朝鮮人に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現で、「朝鮮半島」において「人間扱いされ」ていないのではないかと述べた上で、日本人でも「朝鮮人」でもないという旨の侮蔑を行うなど様々な表現で中

傷を繰り返している。

(本件表現活動3)

本件表現活動1が行われている間、「暴れるな！朝鮮人！！」という横断幕が掲示され続けていた。

(本件表現活動4)

本件表現活動1及び本件表現活動3の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

### 3 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動4について、本件動画サイトを運営するプロバイダ(以下「本件プロバイダ」という。)に対し、令和5年2月3日付け郵便の送付により本件動画を削除するよう要請するとともに、同日付けで本件動画が掲載された本件各ウェブページにある入力ボタンを活用し、本件動画について差別表現を含む旨を入力し送信した。

しかし、令和5年4月19日現在においても、引き続き本件各ウェブページに本件動画等が掲載され、不特定多数の者が視聴できる状態に置かれていたことから、本件プロバイダに対して本件各ウェブページの削除要請するよう、令和5年4月19日付けで大阪法務局に依頼した。

なお、本件表現活動1及び本件表現活動3については、平成28年に行われたものであり、上記2記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

### 4 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動1)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動3)

本件表現活動4が令和5年4月19日現在においても不特定多数の者が視聴できる状態に置かれており、氏名又は名称を公表することで、差別の拡散につながるおそれがあり、かえってこれを行ったものの意図・目的に沿うような事態になることも想定されるため、第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動4)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。